

道立試験研究機関における地方独立行政法人制度活用に関する検討結果について <<概要>>

平成19年4月 北海道研究推進本部

□ 基本的な考え方

- H13 ・ 国の試験研究機関独立化
- H15 ・ 道において「地方独立行政法人制度に関する指針」策定
- H16 ・ 地方独立行政法人法施行
- H17 ・ 研究機関評価実施
- ・ 道において「新たな行財政改革の取組み」「民間開放推進計画」策定

試験研究機関における地方独立行政法人化に向けた検討が、民間ノウハウ活用領域として位置づけられた

道立試験研究機関を取り巻く状況の変化、各種提言などを踏まえ試験研究機関の機能強化は不可欠

地方独立行政法人制度の活用は、

- 柔軟で自律的な運営・経営
- 職員のインセンティブやセルフモチベーションの向上
- 責任の明確化や評価の透明性の向上による社会的地位と期待度の向上

が期待できることから、研究推進本部として地方独立行政法人制度に関する検討を実施

《 検討のスタンス 》

研究推進本部における検討は、道立試験研究機関の総合力の向上に結びつく機能強化の視点に立って、試験研究機関の見直し・強化や組織の活性化、柔軟で自律的な運営、行財政改革の視点なども踏まえ、地方独立行政法人制度を活用する場合における方向性や考え方、クリアすべき課題等を一元的に明らかにする

《 検討の枠組み 》

道立試験研究機関全体としての機動的・効果的な研究開発の展開や、企画・立案、総合調整等を担う統括機能の必要性などを踏まえ、道立試験研究機関全体を単一法人とする場合を想定

□ 具体的な検討項目

地方独立行政法人化によるメリットを最大限に発揮していくためには、法人の設立段階において、

- 柔軟で自律的な運営が可能となる仕組みの構築
簡素で柔軟な業務態勢・運営体制の構築、研究費、運営費（法人の設立時の費用負担、設立後の経常経費など増加費用等を含む）の確保等

の諸条件の整備が必要であり、検討項目（①法人の基本原則、②業務運営の基本概念、③設置者との関係、④組織、⑤人事制度、⑥財務制度、⑦研究制度、⑧技術支援制度、⑨情報・広報）毎にその方向性や考え方、クリアすべき課題等を整理

《 主な検討項目と概要 》

組織	⇒ 法人に統括部門（役員による経営部門、企画調整機能やコーディネート機能などの統括機能を有する運営部門により構成）と研究部門の設置を想定した組織構成に関する基本的な考え方
人事制度	⇒ 法人役員の資質や選任の考え方、職員の人事制度（身分、定数、採用・任用、人事システム、人材育成など）に関する基本的な考え方
財務制度	⇒ 法人の運営費交付金の考え方や、弾力的な財務会計制度の構築、法人運営の透明性を高める仕組みの構築などに関する基本的な考え方
研究制度 技術支援	⇒ 効果的・効率的な研究の推進、研究成果の効果的な普及を推進する観点から、研究制度（外部研究機関や民間企業等の連携、コーディネート機能の充実など）や研究体制（研究拠点の配置、研究体制の見直しなど）、技術支援制度などに関する基本的な考え方
情報広報	⇒ 情報の活用、戦略的な情報の発信、情報公開などに関する基本的な考え方

□ 検討結果

本検討の結果、柔軟で自律的な法人運営を可能とするためには、

- 「法人の基本原則」や「業務運営の基本概念」などに整理したとおり、法人として自律的・主体的な運営を行うために、経営理念・経営方針の構築や、業務運営の仕組みの構築が必要なこと

- 「人事制度」や「研究制度」に整理したとおり、効果的・効率的な研究を推進するために、分野横断型の研究開発の推進や、外部研究機関との連携、コーディネート機能の充実など、柔軟な対応が必要なこと

- 「設置者との関係」や「研究制度」に整理したとおり、道との連携（施策、緊急時対応など）のために、道との役割分担の明確化や、協議会の設置など、仕組みの構築が必要なこと

などを明らかにした

今後、この検討結果を活用するにあたっては

公正で効果的な運営体制の確立や、運営費交付金など必要な財源の確保など、今回取りまとめた各項目の方向性に沿った制度設計や仕組みづくりが不可欠であり、これらの点を十分精査するとともに、職員の理解と協力のもとに進めることが必要